

北上地区消防組合消防本部告示第2号

必要な知識及び技能を有する者の指定（平成4年北上地区消防組合消防本部告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年12月1日から適用する。

平成24年11月13日

北上地区消防組合消防本部
消防長 高橋 修

改正前	改正後
<p>北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合同条令第13号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定し、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成4年北上地区消防組合火災予防条例第1号）の施行の日から施行する。</p> <p>(1) 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、<u>第8条第2項、第8条の2第2項</u>及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とす</p>	<p>北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合同条令第13号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定し、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成4年北上地区消防組合火災予防条例第1号）の施行の日から施行する。</p> <p>(1) 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、<u>第8条、第8条の2</u>及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。</p>

る。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(ア) [略]

(イ) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条第2項及び第8条の2第2項において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

イ [略]

(2) 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア～エ [略]

(3) [略]

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(ア) [略]

(イ) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

イ [略]

(2) 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア～エ [略]

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。